

議員提出議案第26号

認知症との共生社会の実現を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和5年12月12日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者 中野区議会議員

森 たかゆき

市川 しんたろう

加藤 たくま

小林 ぜんいち

ひやま 隆

久保 りか

浦野 さとみ

中村 延子

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって中野区議会は、政府に対し、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

- 1 政府は、立法の趣旨を踏まえ、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。
- 2 地方自治体に対し、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。
- 3 若年性認知症の人等の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、本人の状態に応じて、参画する事業者も含めた社会環境を整備すること。
- 4 一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。
- 5 認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重した成年後見制度や身元保

証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

総務大臣

財務大臣 あて

厚生労働大臣

中野区議会議長名